

【里都まち交流拠点管理運営者募集に関する質問への回答】

(令和8年8月20收受分)

※質問件数が多いため既定の様式ではなく箇条書きでの回答とします。

(回答は→太字)

1. みかんラーメンについて

みかんラーメンについて、継承が必要な範囲を教えてください。

- ・スープ、麺、トッピング、盛り付け等、レシピとして定められている範囲はどこまでですか。

→**麺は指定の製麺所製品を使用すること以外、特段の指定事項はありません。**

- ・基本的なコンセプトを維持したうえで、味、トッピング、提供方法等に改良を加えることは可能ですか。

→**可能です。**

- ・冷やしメニューなど、新たな「みかんラーメン」を開発・提供することは可能ですか。

→**可能です。**

2. メニュー・価格設定について

- ・みかんラーメン以外のメニュー構成は受託者の裁量で設定・変更できますか。

→**可能です。(要事前報告)**

- ・価格設定・変更について町との協議や承認は必要ですか。

→**不要です。(要事前報告)**

- ・テイクアウト、弁当、惣菜、焼菓子等の販売は可能ですか。

→**可能ですが、中央公園指定管理者や里やま直売所と事前に調整してください。(要事前報告)**

3. 営業日・営業時間について

- ・季節、天候、公園利用状況、繁忙・閑散状況等に応じた営業時間・定休日の変更は可能ですか。

→**可能です。営業日時は募集要項の1「一般事項」(3)の「管理期間等」を原則としますが、これを変更する場合は事前に協議願います。**

- ・変更時に町との事前協議・承認・報告等は必要ですか。

→**必要です。**

- ・臨時休業の基準や手続きを教えてください。

→**明文化した基準はありませんが、町と協議のうえ判断し、二つ以上の方法で周知を図っていただきます。**

4. 既存事業との連携について

受託者が里都まちカフェ以外の店舗・事業を運営していても問題ありませんか。同一法人内で次の連携は可能ですか。

→問題はありません。なお、別途締結する協定書の遵守（里都まち交流拠点施設単体での収支報告等）が条件。

- ・スタッフの兼務

→同上

- ・食材・消耗品等の共同仕入れ

→同上

- ・在庫の共有・移動

→同上

- ・他店舗の商品を里都まちカフェで販売

→同上

- ・里都まちカフェの商品を他店舗で販売

→問題ありません（要生産者製造者関係者等との調整）。

- ・法人内取引・価格設定・利益帰属等に関する制限や会計上の条件

→問題はありません。なお、別途締結する協定書の遵守（里都まち交流拠点施設単体分での収支報告提出等）が条件。

5. 収支・会計年度について

里都まちカフェ単体で独立採算となる運営が求められるのか、法人全体の事業の一部として運営可能なのか教えてください。スタッフ兼務や共同仕入れ等の場合、人件費、仕入費、消耗品費等を区分・案分する必要がある場合は、その基準もお教えてください。

→単独でも法人事業の一事業としてでも運営は可としますが、交流拠点単体で独立採算となる運営を求めます。また、交流拠点単体での年度収支の報告を義務付けますので、各経費については実勢に合わせて按分算出していただくことになります。

6. 町への事業実績・収支報告について

受託後に提出が必要な事業実績・収支関係資料について

- ・売上・客数・営業日数

- ・仕入費・人件費・その他経費

- ・月時、年次収支

- ・帳簿、給与関係資料、請求書、領収書等の根拠資料の提出・確認の有無

→月次、年次での事業実績、収支の状況が分かる報告書の提出を要します。

なお、帳簿、証拠書類等は要しない予定です。

7. 現在の営業許可・届出及営業可能な範囲について

- ・現在取得している営業許可・届出の種類
- ・各許可・届出の営業者名義・有効期間
- ・現在の許可期間で製造・販売できる食品
- ・弁当、おにぎり、惣菜、菓子等の製造・販売の可否
- ・受託者変更時の許可を引き継げるのか、新規取得が必要なのか。

→協定書に営業許可関係書類の提出を規定していないことから把握していません。なお、受託者には関係法規に基づいた運営を委託の条件とします。

8. 営業許可の追加取得・事業範囲の拡大について

必要な営業許可・届出を新たに取得し、必要に応じて設備を整えることで事業範囲を広げることは町有施設の運営上の可能ですか。保健所との協議や設備改修等を町と協議のうえ受託者が行うことは可能ですか。

→町と協議して実施することは可能です。

- ・弁当・おにぎり・惣菜・菓子等の製造販売
- ・他店舗・町内イベント・町内施設での販売
- ・他店舗・事業者等への卸売

→上記3項目について、町と協議のうえ、管轄官庁の許認可を得て実施することは可能です。

9. シェアキッチンとしての活用について

必要な許可・衛生管理体制を整えることを前提に、地域の事業者や創業希望者等が利用できるシェアキッチンとして厨房を活用することは可能ですか。第三者利用に関する町有施設としての制限・条件、必要な手続きも教えてください。

→現行の協定書では、飲食提供業務を複数事業者に委託する（利用させる）ことは想定していないが、複数事業者が一つの施設設備を共同利用しての営業が法的に可能と判断（保健所による許可）されるのであれば、事前協議のうえ、協定事項に組み入れて、実施することは可能と考えます。

10. 新たな受託者への引渡し時の施設・厨房の状態について

現運営者による厨房機器・什器・備品等の設置前の施設・厨房の写真、図面等が町に保管されている場合、閲覧またはホームページ等で公開していただくことは可能ですか。

→施設の図面は保管しているので閲覧に供することは可能（募集要項に添付）。

全ての写真があるかは確認中。存在するものはデータで個別提供可

- ・引渡し時に残る設備設備・備品

- 募集要項（仕様書）に添付の「備品一覧」に記載のもの
 - ・現運営者が撤去する設備・備品
- （現運営者設置の）3口コンロ、五徳コンロ、レンジ台、シンク、製氷機、冷蔵庫、衝立、POSレジシステム機器、キッチンのIH調理器等
 - ・町所有として使用できる設備・備品
- 募集要項（仕様書）に添付の「備品一覧」に記載のもの
 - ・建物付属設備
- 館内空調設備
 - ・これらが分かる資料の提示
- 募集要項（仕様書）に添付の「備品一覧」に記載のもの

1 1. 厨房施設・備品等の新規購入について

- ・町が購入・整備するものと受託者負担の判断基準
- 施設の設置目的を確保するための最低限の施設・設備は町負担（現状）。それ以外は受託者負担。
 - ・町に購入を依頼できる物品の金額・条件
- 現有設備備品の劣化損傷等により、その機能を十分に確保できないもの。
 - ・申請・承認手続き
- 事前相談協議による。
 - ・町購入品・受託者購入品それぞれの所有権
- 町整備購入設備備品は町に所有権。受託者整備購入設備備品は受託者に所有権。
 - ・契約終了時の取り扱い
- 受託者整備購入設備備品は受託者の負担で撤去。

1 2. 店舗レイアウト・設備等の変更について

店舗運営の効率化や利用しやすい環境づくりのため、次の変更は可能ですか。受託者判断で可能な範囲と事前協議・承認が必要な範囲を教えてください。

- ・厨房配置
- 事前連絡のうえ変更可能（配管変更等工事が伴うものは要事前協議）
 - ・レジ・注文場所
- 事前連絡のうえ変更可能（工事が伴うものは要事前協議）
 - ・客席レイアウト
- 事前連絡のうえ変更可能（工事が伴うものは要事前協議）
 - ・什器
- 事前連絡のうえ変更可能（工事が伴うものは要事前協議）

- ・店内外の看板・案内表示
- 事前連絡のうえ変更可能（工事が伴うものは要事前協議）
- ・軽微な改修
- 事前連絡のうえ実施可能（工事が伴うものは要事前協議）

1 3. 交流拠点としての機能向上に伴う改修・整備の費用負担について

店舗独自の営業や意匠のためではなく、町有施設としての機能向上や交流拠点としての役割を充実させる目的で行う改修・整備について、すべて受託者負担となるのでしょうか。

- ・交流・多目的スペースの整備
- 事前協議のうえ個別に判断。
- ・ワークショップ・地域活動用の什器や設備
- 事前協議のうえ個別に判断。
- ・地域情報・町の魅力を発信する展示・掲示設備
- 事前協議のうえ個別に判断。
- ・町民・公園利用者が利用しやすくなる施設整備
- 事前協議のうえ個別に判断。
- ・シェアキッチン等、地域の新たな活動を可能にする設備
- 事前協議のうえ個別に判断。
- ・町負担、町と受託者の費用分担、事前協議による負担決定の可否
- 事前協議のうえ個別に判断。
- ・整備した内装・設備・什器等の所有権と契約修理後の取り扱い
- 個別に判断（原則、町整備分は町に所有権、受託者整備分は受託者に所有権を有し契約終了後は自己負担で撤去または次期受託者へ有償無償で譲渡可）

1 4. 契約終了時の原状回復等について

受託者が自己負担で設置した厨房設備、什器、内装等について、原状回復義務はありますか。町または次の受託者との合意により残置・譲渡することは可能ですか。

→個別判断になりますが、原則、受託者整備分は契約終了後、自己負担で撤去または次期受託者へ有償無償で譲渡可。

1 5. 交流拠点としての活用について

- ・ワークショップ、小規模イベント
- ・地域活動・町民活動との連携
- ・町内事業者・生産者等の商品販売
- ・作品・地域情報等の展示発信

- ・公園利用者や地域住民の交流スペース
- ・カフェ利用を必須としない滞在スペース
- ・必要な事前協議・申請・承認

→個別判断になりますが、原則実施可。要事前連絡。

1 6．申請後の法人化について

申請時は個人事業主として申請し、運営開始までに法人化した場合、受託者を当該法人へ変更できますか。可能な場合、再申請・審査・契約変更等の手続きを教えてください。

→可能。法人格を取得するなどした場合、書面により町に届出してください。なお、法人格取得等の場合、その代表者、構成員と当初申請人との同一性を担保されることが必要となります。

1 7．「なかいの逸品、太鼓判」商品のウェブ販売・管理について

説明会において「なかいの逸品、太鼓判」商品のウェブ販売及びその管理を新たな受託者に担ってほしい業務であるとの説明がありました。応募・事業計画・収支計画を検討するため、次の点を教えてください。

- ・当該業務は、受託者が必ず実施する業務なのか。

→本業務を受託する際は、必ず実施してもらいます。

- ・現在の EC サイト・販売システムを引き継ぐのか、新規構築が必要なのか。

→原則、現在の EC サイトを活用していただきます。別途サイトを立ち上げる経費は受託者負担。

- ・商品登録、ページ更新、注文受付、決裁、在庫、保管、梱包、発送、問合せ、出品事業者との調整等の具体的な業務範囲

→記載の業務全てが業務範囲となります。

- ・売上の帰属、受託者が得る販売手数料等の有無

→売上額から仕入れ額・手数料等を差し引いた額は受託者の収益になります。

- ・EC サイト利用料、決裁手数料、送料、梱包資材費等の負担

→販売に係る経費は受託者の負担になります。

- ・年間売上額、受注、発送件数、取扱商品数、参加事業者数等の実績

→受託者売上分は把握していません。

- ・別途委託料等の有無、または通常の運営業務に含まれるのか。

→EC サイト売上にかかる町からの委託料の支払いはありません。

- ・参加生産者、事業者から把握している意見・要望

→町では把握していません。

また、運営開始後、売上・利用件数・業務量・人件費等の運営コスト、生産者・事業者への販路拡大や PR 等の効果を検証し、町、受託者、生産者等

で協議のうえ、より効果的かつ持続可能な販売方法へ見直すことは可能でしょうか。例えば、里まちカフェでは店頭での商品紹介・販売・情報発信を担い、ウェブ販売については、希望する生産者・事業者について購入者が直接注文・購入できる仕組みとするなど、生産者・事業者と購入者が直接つながる方法も含めて検討することは可能でしょうか。生産者・事業者側の販売手数料や運営負担、購入者との継続的なつながり等も含め、地域の商品や事業者にとって、より効果的な販売方法を検討できる余地があるか確認したいです。

→現行方式を維持しつつ、改善につながる提案等は随時協議します。

18. 町が里都まちカフェに期待する役割・選定時の考え方について

今回の公募にあたり、町が里まちカフェおよび新たな受託者に特に期待している役割、また選定時に特に重視する項目・考え方を教えてください。

- ・飲食店として安定運営
- ・公園利用者へのサービス向上
- ・町内外からの集客
- ・町の魅力・地域情報の発信
- ・町民の交流拠点
- ・町内事業者・生産者・地域活動との連携
- ・地域内での新たなチャレンジの場としての役割

→町としては受託者に、来町者、来場者への休憩、飲食提供、情報提供等のもてなしサービスの実施により、中井町の認知度、好感度の向上を図り、再訪や町の様々なことに関わる人を増やし、地域に賑やかさをもたらす事業展開を求めています。

また、選定時に重視する点は、「里都まち（さとまち）交流拠点管理運営者公募選定 募集要項」の1. 一般事項（4）の「管理運営の基本的な考え方」及び（8）の「営業条件」の各項目記載事項を遵守できることを重視することになります。

(令和 8 年 8 月 2 5 日収受 質問分)

1. 利用者数・レジ会計件数について

令和 7 年度の利用者数 39,481 人について、説明会では「レジ会計件数に一定の人数（約 2.5 人）を乗じて産出している」との説明がありました。

- ・令和 7 年度の実際のレジ会計件数
- ・利用者数の産出に用いて「1 会計あたり約 2.5 人」の根拠及び産出方法
- ・令和 7 年度の 1 会計あたりの平均購入額（総売上÷レジ会計件数）

→町では把握していません。

2. 飲食・物販等の商品別・カテゴリー別販売実績について

現在、飲食のほか、農産物や地域商品等も同一店舗・同一レジで販売されているため、それぞれにどの程度の需要があるのか把握したいと考えています。POS・レジ等の把握可能な範囲で、令和 7 年度について以下 w ご提示ください。

- ・飲食、農産物、物販、太鼓判商品、その他カテゴリー別年間売上額
- ・ラーメン、カレー、パスタ、軽食、ドリンク、ソフトクリーム、デザート等、主な商品別またはカテゴリー別の販売点数・売上額
- ・飲食商品の平均購入単価、または飲食利用 1 会計あたりの平均購入額が産出可能な場合はその数値
- ・農産物・物販等の年間販売点数および売上額

→町では把握していません。

3. 月別・曜日別・時間帯別の利用状況について

季節や曜日によって、どのような需要の違いがあるのかを把握するため、データがある場合は以下についてもご提示ください。

- ・月別のレジ会計件数及び売上額
- ・平日・土日祝別のレジ会計件数及び売上額
- ・時間帯別の会計件数

→町では把握していません。

4. 商品の組み合わせ・並買状況について

飲食と農産物・物販等を同一会計で購入するケースもあると思われます。POS・レジ等で把握可能な場合は、以下のような利用者の購買状況が分かるデータについてもご提示ください。

- ・飲食と農産物・物販等の併買状況
- ・複数の商品を組み合わせで購入する傾向

厳密な「飲食のみの会計件数」や商品の組み合わせ等産出が難しい場合は、
現在把握可能な範囲の商品分類別売上・販売点数等をご提示ください。

→町では把握していません。

5. 太鼓判商品の販売実績および関連業務について

太鼓判商品の取扱いについて、店頭販売とウェブ・通販等でそれぞれどの程度の需要があり、その運営にどの程度の業務が必要になっているのかを把握したいと考えています。令和7年度について、把握可能な範囲で以下をご提示ください。

- ・ 太鼓判商品の年間売上額および販売点数
- ・ 店舗販売とウェブ・通販等、それぞれの売上額・販売件数
- ・ ウェブ・通販等による年間の受注件数
- ・ 商品の梱包・発送件数
- ・ 販売手数料等、里まちカフェの収入となる金額およびその算定方法
- ・ ウェブサイトへの商品登録・更新、受注、生産者への連絡、決済、梱包、発送等、現在里まちカフェが担っている主な業務内容
- ・ 上記業務に必要となっている作業時間や人員等について、把握している実績がある場合はその内容

可能な範囲で店頭販売とウェブ・通販等に分けてご提示ください。

→町では把握していません。